

令和3年4月1日

社会医療法人シマダ 嶋田病院 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付などの制度の周知や
情報提供を行い、育児休業取得率を85%以上とする。

対策1 : 妊娠中の女性職員へ育児休業制度・手続きに関する情報提供を行う。
(令和3年4月～)

目標2 : 育児休業後職員が復職しやすくするため、制度の周知や休業中に
職場の様子を伝える情報提供を行い、職場取得率を85%以上とする。

対策2 : 休業中の職員に広報誌や職場に関する資料を定期的に送付する。
(令和3年4月～)

目標3 : 有給休暇取得の促進

対策3 : 計画的な有給休暇を促すため各部署の有給休暇、夏期冬期休暇の取得率を
公表し、啓蒙活動を行う。
(令和3年4月～)

目標4 : 職員全員の所定外労働時間の削減のための措置を実施する。
月20時間超の残業人数を全体の15%以下に削減する。

対策4 : 月々の残業時間を管理し、時間外労働の原因分析を行い、改善を行う。
(令和3年4月～)